

関税暫定措置法施行令の一部を改正する政令要綱

1. 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「CPTPP」という。）へのグレートブリテン及び北アイルランド連合王国（以下「英国」という。）の加入に関する議定書への署名に伴い、CPTPPに基づいて輸入される英国原産の農産品に対するセーフガード措置の対象となる物品及び輸入数量に係る規定等を整備することとする。（関税暫定措置法施行令第10条の4、第19条の2～第19条の5、第19条の7～第19条の10、第32条及び別表第1関係）
2. この政令は、CPTPPへの英国の加入に関する議定書の効力発生の日から施行することとする。（附則関係）